

回答日 平成30年10月29日

## 質問回答書

(業務名) 遺跡の森総合公園等省エネ化推進事業

担当課 教育委員会事務局

### [質問事項]

1. 各役割の実績について、契約書等の写しが必要と記載がありますが、代表企業が官公庁と契約を行い、該当構成員はその下で業務を行っており官公庁との直接契約で無い場合は実績を証明する書類はどのようなものを提出すれば宜しいでしょうか？
2. 省エネコンサル役割について、電力を供給できる者の解釈を教えてください。

### [回答]

1. 協力又は提携会社として実績を有する場合は、代表企業との契約書等、その事業に関わった根拠がわかる書類の写しを提出してください。また、契約書のみではなく、実績が判別できる付属資料の添付をお願いします。  
例を挙げますと、  
「代表企業と御社間で締結した当該実績事業に係る契約書の写し」のほか  
①代表企業に提出した（代表企業が作成した）当該実績事業に係る実施体制台帳の写し  
②当該実績事業に係る設計書、納品書、施工計画書、管理計画書等の実際に事業に携わったことが判別できる書類の写し  
上記①+②のような書類が添付されていれば、判別できます。
2. 電気小売事業者の登録があり、要項に掲げる要件を満たしている事業者であれば可とします。